

唐招提寺宝蔵の「諸人忌日料田畠施入目録」をめぐって

吉川 聡

はじめに

現在我々が目にする古文書は、通常、紙に書かれている。その一方、古代史の史料として木簡が注目されているように、木に書かれた文書も存在した。木に文書を書くことは中世以後も様々な局面でおこなわれており、文書が社会の中で果たしていた、多様な機能をうかがうことができる。

唐招提寺の宝蔵にも、木札に書かれた中世文書が存在する。宝蔵は奈良時代の校倉造りの倉庫として著名だが、その内部には現在、二枚の木札が打ち付けられている。これらの木札は、昭和二十九年に奈良国立文化財研究所が調査し、田中稔氏が要を得た紹介をしている。^①その一枚は文安六年（二四四九）四月五日の水田寄進状で、田中氏によると、それは、紙の文書を舍利殿の二階に奉納したので、その代わりに板に書いて容易に拝見できるようにしたものである。つまり「それを寄進した堂内にその状を掲げて長く尊崇の意趣を表すため」のものである。その後、田中氏自身も研究を深め、また山岸常人氏は中世・近世に堂内に文書を掲げた事例を多く収集して検討した。その結果、寄進状を堂舎内に掲げることは、永続的な権利の確保をはかり、かつ、寄進行為を周知させる意味があったことが明確になった。水藤真氏・田良島哲氏は中世の木札文書の事例を網羅的に紹介したが、その中で田良島氏は、唐招提寺の二枚の木札を、寄進札という類型に分類している。^②

ただし、田中氏が紹介したもう一枚の木札は、狭い意味での文書ではない。これは横幅4m以上もある長大な目録である。鎌倉時代のもので、覚盛和尚の中興の時期にも近接している。この木札が、今回取り上げる「諸人忌日料田畠施入目録」である。

筆者は先年、奈良県生駒市の長福寺で新たに発見された、鎌倉時代の木札を調査した⁽³⁾。それも横幅4m以上に及ぶ、長大な料田目録である。長福寺の場合、木札を本堂に、取り外し可能な形で吊り下げていたと推測できた。この木札には、寺院運営の各用途に応じた料田が書き上げられてあり、また、広い余白も存在した。そのような形態からは、木札を目立つところに掲げる形で、料田の所有権を主張していたこと、また、後に料田を追記することを期待していたであろうことを想定できた。また近年、服部光真氏は、奈良市の靈山寺の木札を再調査した⁽⁴⁾。これも、横幅は現存部分のみで2m以上あり、用途ごとに、現存分だけで十三通の寄進状を書き継いだ、寄進状の書継案文である。中世寺院の寄進札と言われるものの中には、このように、長大な木札に料田目録的な内容を書き上げる一類型を措定できるように思われる。これら目録のような木札に関しては、さらに理解を深める必要もあるのだろう。そこで、唐招提寺の「諸人忌日料田畠施入目録」について、平成三十年に再調査を実施した。

一 「諸人忌日料田畠施入目録」の紹介

唐招提寺のこの木札は、現在、宝蔵上階の北壁に鉄釘で打ちつけてある。以前は宝蔵内壁に打ちつけていたが(田中A論文)、昭和二十九年の田中氏の調査の際には取り外した状態にあり、昭和三十一年と三十三年の解体修理以後に現位置に打ちつけ直したものである(田中B論文)。今回は打ちつけた状態で調査したので、肉眼による観察は、暗い宝蔵内で不自由な体勢で限られた時間内におこなわざるを得ず、意を尽くしたものではない。赤外線写真を撮影し、それに基づいて再積読することを主眼とした。

木札は、檜かと思われる木の板目板である。今回計測した法量は、縦二七・九cm、横四二四・〇cm、厚さ一・九cmである。その木札に、幅三・五cm間隔で押界を刻み、全体を一二二行に区切っている。田中氏は調査時の所見で、以前の釘穴の存在を指摘している。今回の肉眼観察でも、釘穴が七箇所程度はあると判断した。しかし、製作当初にどこどのように打ちつけたのかは明確ではない。そもそも宝蔵に窓はなく、扉を開けても、光はあまり届かない。田中氏も述べるように、元来は他の場所に打ちつけていた可能性を考慮すべきだろう。

以下に、今回作成した釈文を掲出する。釈文は今回調査の知見と、昭和二十九年調査時の写真を用いて作成した。確定できない文字には□を入れたが、可能性がある文字には傍らに「ハ」または「カ」で注記した。釈読上の注記は（ハ）で記した。また行論の都合上、一つ書きの上に①②……の丸数字を記しておいた。墨書は肉眼で明瞭に読み取れる部分も多い。ただしこの板は、冬年輪の上だけ墨が剝落している箇所が多く存在する。冬年輪の部分が固くて墨が染み込みにくかったのだろう。そのようにして墨が完全に剝落してしまうと、赤外線写真でも効果が得られず、残念ながら以前の写真と較べても、さほど明確にならない。田中氏が可能性として示していた文字を、追認して確定させた程度の箇所が多い。ただし墨書の遺存状態は、右端の文首の方は良好だが、左奥ほど悪くなる。田中氏の釈読では③三行目以下は、「以下約十行位書かれたる痕跡あるもほとんど判読不可能なる故省略す」とする。今回も末尾の釈読は困難だったが、以前よりは多少釈読を進めた。なお、木札には押界があるが、その最初の一行は文字を記さずに空白行としてある。また、⑳㉑間にも二行の空白行があるが、その理由は不明である。そして文末の左奥は広い空白にしており、界線で二二行分の空白行が存在する。

諸人忌日料

- ① 一水田式段 大和国添下郡右京
九条二坊玖坪之内

承元五年二月 日良尹大法師施入

- ② 一水田壹段小 大和国添下郡右京二条四坊八坪
同年十一月 日尼真阿弥陀仏為父母
并自身施入
- ③ 一畠貳段 大和国添下郡右京四条二坊十三坪
建永二年九月 日僧宗円為師匠宗海
五師施入
- ④ 一水田壹段 大和国添下郡右京七条一坊十一坪
嘉禎貳年正月 日僧良増後家為
亡父施入
- ⑤ 一水田貳段 大和国添下郡二条四里十九坪
嘉禎四年九月 日禪尼為増英五師
施入
- ⑥ 一水田壹段 左京六条一坊七坪
延応二年正月 日尼願阿為遠亡施入
- ⑦ 一水田壹段 田中庄北小南
延応二年四月 日僧覚玄施入
- ⑧ 一畠壹段 右京五条二坊十二坪
(文曆カ)
□□貳年十月 日僧信慶忌日料施入
- ⑨ 一水田參段 一所□京九条四坊九坪一段
一所同二坊九坪二段
貞応二年六月 日良尹大法師亡日料

- ⑩ 一水田壹段右京四条□坊
五坪□_南□_辺 施入
貞応式□四月日坂上友貞為自身
并二親施入
- ⑪ 一畠壹段字五条□_内
貞永式年二月 日僧浄俊忌日料施入
- ⑫ 一畠壹段右□_条
坪
延□元年二月 日清阿弥陀仏亡日料
施入
- ⑬ 一水田陸段平群郡椎木庄
□□_二里八坪 文□_(造)□年三月 日僧弁慶為二親
菩提長日舍利講料施入
- ⑭ 一水田肆段大□_(和)□_山辺郡八条
六里二十七坪 承□_(安)五年七月 日僧印暁為父母并
自身無上芽施入
- ⑮ 一水田壹段右京四条一坊
十□坪 嘉祿二年□_(六カ)月 日大法師亮弁相縛博
寺領畢
- ⑯ 一水田式□右京四条
□坊□_年 □□八□三月 日僧俊盛施入

①7 一畠壹段 肆拾步 右京四条二坊二坪

嘉禎元年九月 日文屋七郎丸為二親

并自身伴中子後生菩提施入

①8 一水田壹段 大 国十市郡西廿三条一里三十一坪

寛喜 年正月 日僧宗賢等為師匠

弘実院遠忌施入

①9 一水田壹段 右京八条四坊十一坪

承元 年 月 日尊阿弥陀仏施入

②0 一水田 段 (武) 坊 京五条

永 年 月 日尼蓮阿弥陀仏為過

去恩所施入

②1 一畠壹 (段) 右京七条一坊四坪

治四年 月 日僧尋乘施入

②2 一畠貳段 (文) 京四条二坊九坪

治承 年 月 日前寺主大法師施入

②3 一畠參段

建永二年九月 日僧憲弘為御舍利

仏供料施入

②4 一水田 捌拾步 (恒) 右 京 坪

建仁三年八月 日尼妙阿弥陀仏為

②5 一畠佰捌拾歩 大和国平群郡額田
東五条伍里十坪
建保六年十二月 日僧信操為灯油施 (入)
用途施 (入)

②6 一水田壹段 大和国添下郡鳥見庄内
字阿弥陀谷上切靈山寺北辺
嘉禎二年八月 日浄阿弥陀仏為
用 (途) 施入

②7 一畠壹段 京五条二坊
七坪南辺
延応元年二月 日実恩大法師
経用途施入

(空白行二行アリ)

②8 一水田壹段 京六条
坊九坪
嘉禎二年六月 日当麻延弘為毎日十五日
 (持) 経者僧前料施入

②9 一水田式段佰捌拾歩 右京九条
四坊十坪
建曆 年十月 日 (六) (大) 阿弥陀仏為 (符)
念仏道場灯油料施入

③0 一畠式段 京五条
坊五坪
 治元年正月 日僧快禪為念仏灯油
施入之

③1

一 畠参段右京五条坊坪(并北小路カ)
(高カ)
 右(高カ) 姉子相伝領(而為カ) 生善(罪カ)
(寄カ)
 奉進(寄カ) 状(之カ) 件

(寛元カ) 年十九 月十日

③2

一 水田壹段
(田者カ)
 右(田者カ)
(寛元カ) 年三カ 月 日

③3

一 水田壹段
 右為(念カ) 仏(罪生善カ) 奉
(念カ) 料(之カ) 状(如件カ)

年 月 日

③4

一 水田壹段 条坊十一(坪カ)
 右為(罪) 妙(奉カ) 減(奉カ) 生善(奉カ)
(也カ)

月十四日

③5

右(田カ) 妙(奉カ)
(奉カ) 坪(内カ)

(供カ)
(六)年カ) 月廿六カ) 日

二 「諸人忌日料田畠施入目録」の検討

この釈文をふまえ、木札について若干の検討を試みたい。

一行目に「諸人忌日料」と記し、二行目以下に一つ書きで、寄進された田畠の面積・場所・日付・寄進者名を記している。①～③⑤の番号を付けたように、全部で三五例ある。場所は、平城京内が大部分である。それも、釈読できたものでは右京が一五例、左京が一例(⑥)で、右京が圧倒的に多い。左京の一例も左京一坊であり、右京に近い。左右が釈読できない例も多くあるが、そのほとんどが右京と思われる。また条は二条から九条の間に散在している。寄進者は、僧尼が多く、阿弥陀仏号を有する者が多い。②の寄進者は「前寺主」であり、多くは唐招提寺ゆかりの者なのだろう。彼らが、唐招提寺からほど遠からぬ平城京右京に散在して、生活の基盤を持っていたことがうかがえる。

具体例を多少述べておく。②⑧は「□京」と読んだが、それは墨書が剝落して字形からは確定できないためである。田中氏の釈文では②⑧は「右京」、⑧は「□京」と読んでおり、私も、元来は「右京」であったと想像している。ならば、②⑧の場所は右京五条二坊七坪南辺になる。右京五条二坊七坪とは、そのほぼ中心に唐招提寺東塔が存在する坪である。この坪は奈良時代創建当初の寺家の地四坪分には含まれないが、平安時代初期の東塔造営後、鎌倉時代には唐招提寺境内として一体化していたと思われる。⁵⁾坪の南端には境内を区画する東西堀もあったろう。②によると、その「南辺」に一段の畠があったことになる。唐招提寺境内の空闲地には、この時代、畠があったと想定される。

京外の料田に関しても、添下郡・平群郡など、唐招提寺に近い地域に多い傾向がある。②⑥は靈山寺近傍のはずであり、唐招提寺に寄進しているのは、両寺の関係がうかがう上で興味深い。なお、②⑤には記述の間違ひがあると思われる。「平群郡額田東五条伍里十坪」とあるが、五条は添下郡であり、平群郡は七条以降になるはずだ。額田東という記載によれば、それは現在の和歌山県額田郡北町付近になる。⁶⁾⑬にみえる椎木荘ともほど近く、⁷⁾あるいは、額田部寺町に所

在する額安寺との関係なども想定できるのかもしれない。

寄進年は、明確に釈読できた年記としては、治承年間（一一七七～八二）より延応二年（一二四〇）に及ぶ。⁽⁸⁾ 田島の面積は一～二段程度がほとんどであり、零細な田地を寄進によって集積していたことが分かる。

この木札は田中氏は「全部同筆と思われる」と述べ、「延応二年を下ること遠くない頃」に書いたものと考えた。確かに、木札の大部分は田中氏が述べるとおりである。楷好な一筆の書体で記し（図1）、内容上の書式は統一されているが、日付の年代順には並んでいない。寺院が所蔵していた寄進状に基づいて、一人の人物が一気に書いたのだろう。

しかし、今回釈読が進んだ末尾部分を見ると、少し違った様相が見えてくる。③1以降は、③0以前と較べると、書式が明らかに異なっている。まず③1以降は、一行目の所在地記載が割書ではなく、小字右寄せになる。また二行目以降は「右」で書き出し、続いて、誰それが何々のために寄進する旨を記し、「之状如件」で書き止めているようだ。その後は改行して三字分程度下げて、年月日のみを記していると思われる。つまり二行目以降は、原文書の雰囲気を色濃く残した文章になっている。また③1以降は、必ずしも界線にこだわらず、やや行間が狭まって、界線の上に文字を書いている行も生じている（図2）。そのために③1～③5は、界線の行数よりも本文の行数が、三行多くなっている。字体は、遺存状況が悪いために十分な比較ができないが、③0以前と③1以後とは雰囲気やや異なるように見受けられる（図1・図2）。例えば「水田」の「水」字は、③0以前はみな、第一画の縦線に対して、第二画の左側は左に離れ、第三・四画の右側部分は、縦線に接して、やや左に突き出すくらいに書いている。また線は細く、第二画の横線は極めて短い。一方、③2③3③4の「水」字にはそのような特徴は見いだし難い。つまり、③1以降は別筆の可能性が高いだろう。③1以降に関しては、確実に釈読できる日付記載が存在しない。ただし、③1③2は墨がとんでいる部分があるので断定はできないが、遺存する墨付からは「寛元」の可能性が充分考えられる。寛元年間（一二四三～四七）ならば、確認できる中で最も新しい年記となる。

右記を勘案すると、③1以降は、後年に別人が追記したものである可能性が高い。そもそも、現状でも木札の末尾には

唐招提寺宝蔵の「諸人忌日料田畠施入目録」をめぐって

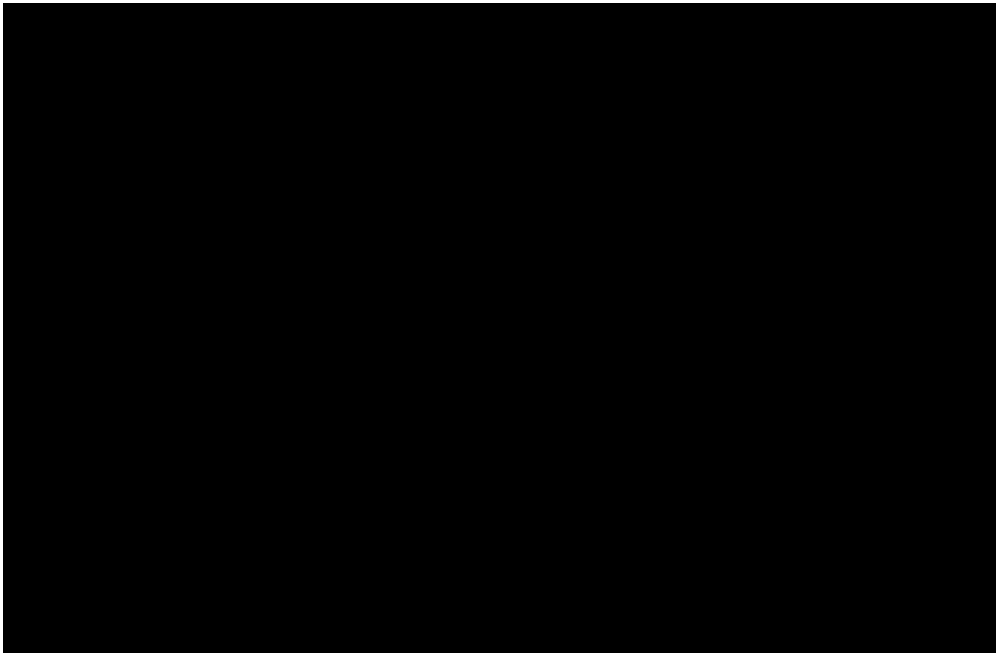


図1 「諸人忌日料田畠施入目録」赤外線写真 文首①～④部分

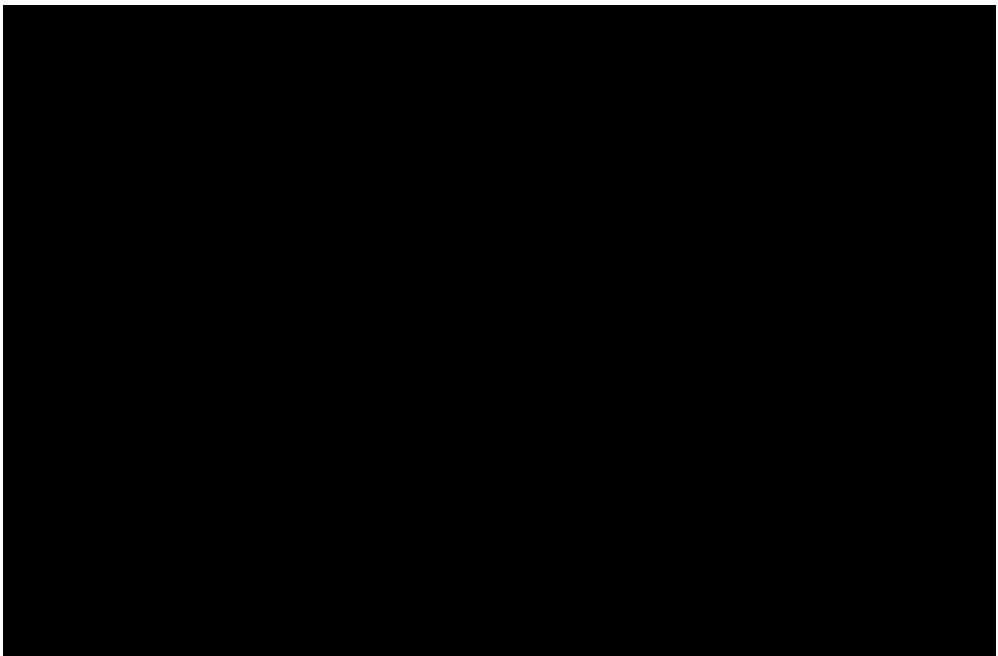


図2 「諸人忌日料田畠施入目録」赤外線写真 文中⑳～㉔部分

二二行に及ぶ空白行がある。長大な木札の末尾に、界線のみを記した空白行を設定したのは、後人が追記することを期待していたと考えるのが自然だろう。前述したように、長福寺の木札にも広い空白行があり、料田の追記のためだと予想していた。唐招提寺の事例は、実際にさらなる寄進・追記がなされた実例と考えることができる。

三 「大仏殿仏餉懸札」の事例

長大な木札に目録を記したと思われる事例は、実物は遺存しないが、東大寺の史料中にも見いだせる。それは東大寺図書館所蔵『東大寺要録』巻第二に収録されている、「大仏殿仏餉懸札」の事例である。⁹⁾その史料を左に掲げる。ただし、東大寺図書館所蔵の写本にして一五〇行程程度の長さがあるので、必要部分のみを掲げ、他は中略とした。その際、唐招提寺の木札と同様に、一つ書き等の区切りの行頭に丸数字を付けた。また、長文には句読点を打った。

大仏殿仏餉懸札云

① 記録 東大寺大仏殿長日仏餉料田事（中略）

右、天平勅施入之仏餉田三十五町五段大之内、（中略）大和国河合村住人一王次郎行康以下之輩、不憚本願之叡信、不顧仏陀之冥慮、恣依押妨六町三段之仏田、忽令闕如六十三日之聖供。所殘纔廿五町一段半。當時定田二百五十一日。已及百九日闕如。三宝物互用尚依違施意、得無量罪。何況於為底下卑賤之凡人、犯用仏陀施入之料物哉。罪定沈深底、報寧免無間乎。見聞之緇素、誰不恐之乎。視聽之道俗、尤可歎之乎矣。仍記録之状如件。

元応貳年陸月十二日 堂司大法師定忠

（中略。月ゴトニ料所ノ荘名ヲ書キ上ゲル）

散在仏餉田料所事

- ② 一奉寄進 仏餉田 (中略。五段小、伊賀国名張郡)
- ③ 一奉寄進 仏餉田 (中略。一段、大和国法貴寺)
- ④ 一奉寄進 仏餉田 (中略。二段、山城国大隅荘)
- ⑤ 一奉寄進 仏餉田 (中略。一段、大和国法花寺)
弘安元年七月日 以上不知施主名字
- ⑥ 一奉寄進 仏餉田 (中略。一段、伊賀国名張郡)
弘安元年七月日 施主五郎權正施敬
- ⑦ 一奉寄進 仏餉田 (中略。大、伊賀国名張郡)
弘安元年七月日 新渡志兵衛施敬
- ⑧ 一奉寄進 仏餉田 (中略。一段又一段六十歩、伊賀国名張郡)
弘安元年七月日 不知施主人等
- ⑨ 一奉寄進 仏餉田 (中略。一段、大和国字葛木)
弘安元年十月廿七日
某年月日 尼勤阿弥陀仏
不知施主人
- ⑩ 一奉寄進 仏餉田 (中略。一段、大和国字和備)
某年月日 不知施主人
- ⑪ 一奉寄進 仏餉田 (中略。一段、大和国笠間荘)
正応元年五月廿八日 法橋和尚位寛秀在判
- ⑫ 一奉寄進 仏餉田 (中略。二段、大和国十市郡)
嘉元四年五月日 舎弟大法師快玄在判
- ⑬ 一奉寄進 仏餉田 (中略。一段、河上荘)

正和貳年七月朔日 大法師実専在判

⑭ 一奉寄進 仏餉田（中略。一段、伊賀国名張郡）

正和五年九月十日 春若丸在判（中略。以下三名ノ連署アリ）

⑮ 一奉寄進 仏餉田（中略。一段）

元応二年六月十二日 氏女施敬

⑯ 一奉寄進 仏餉田（中略。小、伊賀国黒田荘）

某年月日 不知施主名

⑰ 一奉寄進 仏餉田（中略。大、河上荘）

某年月日 不知施主名

⑱ 一奉寄進 仏餉田（中略。一段、伊賀国黒田荘）

元応貳年五月十一日 禪尼心戒在判

⑲ 一奉寄進 水田事 御仏餉（中略。一段、字筍木坪）

応安五年壬子五月日 専妙敬白

文首に「大仏殿仏餉懸札云」とあるので、その後が続く内容を木札に書いて、大仏殿に懸けてあったものだろう。

内容は、①は元応二年（二三二〇）の文書写である。事書以下の中略部分で、天平勅施入の料田は三十五町余りあることと、内訳として各荘園の面積を記し、そこから毎日の仏餉料をまかなっていることを述べる。そして事実書の引用部分では、その一部を大和国河合村の住人が押妨したために仏餉料に不足を生じており、彼らが罪を得るだろう旨、そしてこのことを見聞・視聴した人たちはみな、恐れ歎くだろう旨を述べている。①の日付の次行以下は中略したが、仏餉料を出す荘園を月ごとに書き上げている。ここからは、この木札の第一義的な役割は、本来の仏餉料田の面積を宣言

し、その割り当てを明示することだったと言えよう。さらなる役割としては、仏餉料の犯用を糾弾し、その罪科を大仏殿参詣の諸人に広く宣伝することがあった。このような内容を目立つ場所に掲げることにより、仏餉料の確実な納入を図っているのだろう。

②の前行には「散在仏餉田料所事」とあり、②以後は、散在する仏餉料田に関する記述になる。一つひとつの面積は唐招提寺の木札と同様、一〜二段程度の小規模なものである。書式は、一つ書きの形で仏餉田寄進状を書き継ぐ、書継案文となっている。②〜④には日付・差出書が無いが、⑤以降には存在する。ただし⑤以降でも、日付を「某年月日」と記すものや⑨⑩⑬⑭、差出書を「不知施主人」などと記すもの⑤⑧⑨⑩⑬⑭も存在する。そして②〜⑬は、右のような日付未詳のものを除けば、原則として日付順に配列している。すなわち、最も古い弘安元年（二二七八）を先頭に配し⑤〜⑧、そこから時代順に⑪は正応元年（二二八八）、⑫は嘉元四年（二三〇六）、⑬は正和二年（二三二二）、⑭は正和五年（二三二六）、⑮⑯は元応二年（二三三〇）と並び、最後、⑰の応安五年（二三七二）に及んでいる。ただし、⑮⑯と⑰の間には五十年以上の開きがあり、⑰のみ時代が離れている。

これら②以降に関しては、そもそも「大仏殿仏餉懸札」の一部なのか、明確ではない。ただし上記の配列を見るに、⑱を除いた②〜⑯は、①の日付である元応二年六月十二日以前に収まっている。すなわち、⑮が元応二年六月十二日、⑱を除いた②〜⑯は、①の日付である元応二年六月十二日以前に収まっている。すなわち、⑮が元応二年六月十二日、⑱が元応二年五月十一日で、⑮⑱だけはなぜか順序が逆だが、ともかく②〜⑱で最も新しい日付は⑮であり、それは①と同日である。ならば、①を作成した際に、その時点で存在した散在仏餉田を書き上げたのが、②〜⑱であると理解できる。よって①〜⑱は、元応二年もしくはそれ以後のほど遠からぬ時に、一度に木札に記したものだと考えられる。対して末尾の⑲は、後に追記したと考えることができよう。その⑲の追記とは、木札に追記した可能性と、木札を書物に書きした後別途追記した可能性の、二通りが考えられるだろう。

ここで、写本の写真を閲覧した知見にもとづき、書写の経緯を推測してみたい。

この史料を掲載している東大寺図書館所蔵『東大寺要録』巻第二（以下、『要録』巻二と略称する）とは、周知のように、

実は『東大寺要録』ではない。近年の横内裕人氏の研究では、それは元來は『東大寺統要録』寺領章（以下、『統要録』寺領章と略称する）も合わせて、一冊の冊子の形をなしていたと理解している。その一冊を二冊に分冊し、それぞれの題名が後に付けられたという。⁽¹⁰⁾横内氏は、当初成立した一冊は、元來は『東大寺統要録』寺領篇とも呼ぶべき冊子であり、撰者は、『東大寺統要録』と同様、鎌倉時代に東大寺大勸進を勤めた聖守の可能性が高いと指摘した。そして「大仏殿仏餉懸札」には聖守没後の文書も含まれているが、横内氏は後世の追記だと想定している。⁽¹²⁾この点を確認しておく、聖守の没年は弘安十年（一二八七）または正応四年（一二九一）と考えられているので、⁽¹³⁾①と⑫～⑬は没後の文書である。ただし本稿の理解では、前述のように少なくとも①～⑫は十四世紀前期の元応二年頃に一度に木札に記されたと考えているので、「大仏殿仏餉懸札」は①～⑬すべて、元來の『要録』卷二には存在せず、後に追記したものだと思われることになる。

『統要録』寺領章と『要録』卷二との関係については、以前に安藤更生氏が、東大寺図書館所蔵本は両者同筆で書写していることを指摘している。⁽¹⁴⁾写真で字体を確認すると、『統要録』寺領章の最初は比較的楷書体を保って、丁寧に書写している。しかし後ろに行くにつれて行書体となり、速筆となる。一方の『要録』卷二は文首から行書体・速筆で、字体は『統要録』寺領章後半部と酷似する。そして『要録』卷二の末尾には「大仏殿仏餉懸札」が存在するのだが、その「大仏殿仏餉懸札」の冒頭部分に至ると、再び楷書体になっている（図3）。だがその後に行くに従い、また行書体の速筆に戻る。

写本の書式を確認しておく。この二冊はいずれも袋綴装の冊子本である。一頁一〇行で書写するが、引用文書の前後には一行の空白行を入れ、項目の切れ目には二行の空白行を入れるのを原則としている。⁽¹⁵⁾ただし、その原則から明らかに逸脱している部分もある。すなわち、『統要録』寺領章では、冒頭頁は後筆を除けば、右端をやや空けて九行のみを記している。ただし同書の最終頁は、偶然と思われるが、空白行も入れて一頁一〇行で収まっている。また『要録』卷二では、「大仏殿仏餉懸札」の直前の二頁分については、前々頁は六行（うち二行は空白行）、前頁は六行しかなく、頁

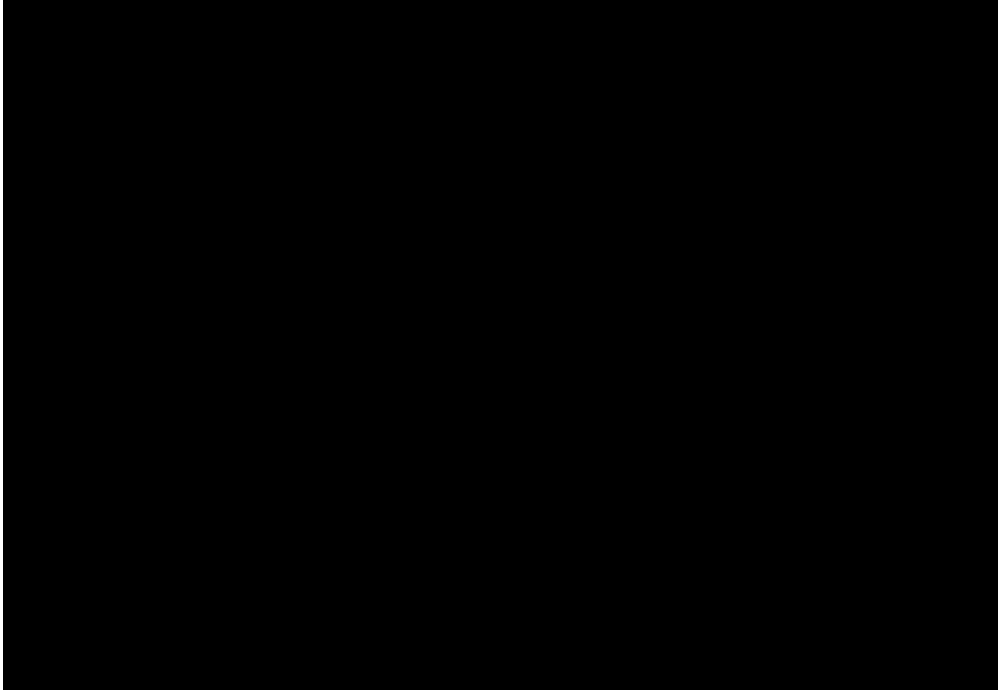


図3 「大仏殿仏餉懸札」文首部分

の後半は空白としている。ここまでが、前述のように行書体・速筆である。そして頁を改めて、「大仏殿仏餉懸札」を、楷書体で書き始めている(図3)。最終頁(⑭末尾に当たる)は当然ながら一頁一〇行に至らず、三行のみを記して以下は余白とする。

以上のような状況からは、下記のように考えるのが自然だろう。元来は『統要録』寺領章と『要録』卷二は一冊の書物で、この順番に続いていた。⁽¹⁶⁾書写者は「大仏殿仏餉懸札」の前まで一度筆を置いたが、その後、頁を改めて「大仏殿仏餉懸札」を追筆して記した、と。

このような書写のあり方は、「大仏殿仏餉懸札」全体が後の追記であるという、前述の想定に適合的である。「大仏殿仏餉懸札」を本書に初めて追記したのが誰だったのかは、厳密には不明である。しかしこのような状態からは、それは東大寺図書館所蔵本の筆者である可能性が充分あり得るだろう。

ここでさらなる憶測を記しておく。右のように考えた場合、末尾の⑭も木札に追記されていたと考えた方が自然だろう。というのは、⑭⑮間で、書式・

字体が変化していないのである。書式については、本書のそれ以前の部分と異なり、②以下は文書と文書の間に一行の空白行を設けず、詰めて書写している¹⁷⁾。また書出に「一」を記している。そのような性格は⑬も同様である。また字体については、写本では⑭⑮は行書体で一氣に書写している雰囲気であり、書写の時間差は感じられない。⑯は、⑰までと書式を揃えて、木札に追記して掲示した文書だと考えた方が自然だと思われる。ならばこれも、木札に後人が追記した事例となろう。

憶測を重ねることになってしまったが、右の憶測に従うならば、鎌倉時代後期に作成された木札が、半世紀以上後にも機能し、南北朝時代に追記がなされたことになる。また、東大寺図書館所蔵本『要録』卷二の書写の時点でも木札が掲示されており、本書の書写者が、寺領に関する重要史料と認定して末尾に書き足した、と理解するのが自然だろう。本書の書写年代は確言できないが、写真を見た限り、文明十七年（一四八五）頃の書写である他の東大寺図書館所蔵『東大寺統要録』『東大寺要録』と較べても違和感はなさそうであり、室町時代頃のように思われる。ただし、これは不確実な点が多々あり、今後の課題としたい。

「大仏殿仏餉懸札」では、①で個人名を挙げて、料物の押妨を糾弾している。それを大仏が鎮座する堂内に掲げ、参詣の諸人にも見せて世に知らしめている。その木札は相当長期間にわたって掲げられ続けていると思われる。そのような行為には、寺院の堂内に木札を掲げることの強烈なメッセージ性が感じられる。そこに併せて他の零細な土地の寄進状を記したのは、木札に掲げることにより、所有権を強く主張しているのだろう。そして、さらに余白を設けて、さらなる寄進状の追加を期待していた可能性がある。日本最大の仏像だった東大寺大仏においても、このような寺領運営をおこなっていたことは興味深い。

四 「大札」の存在

ここで注目したいのが、東大寺文書の中にみえる「大札」という表現である。まず永仁二年（二二九四）三月日東大寺大仏灯油料田注文には左記のようである。⁽¹⁸⁾

雖有本券・寄進状・大札等、猶以為散未来之不審、田数并雜役等、委細記録矣。

大仏の灯油料は鎌倉時代、勸進聖が寄進をつつて多くの料田を集積していた。⁽¹⁹⁾ 当該史料はそのような田畠約二百箇所を書き上げた長大な目録で、引用部はその事実書の一部である。この記述によると、本券・寄進状・「大札」はあるのだが、さらに未来に不審がないように、ここに記録をしておくのだという。所有権を保障するものとして本券・寄進状はなじみ深い存在だが、それらに並んで「大札」が見えている。

ここで取り上げている大仏の灯油料田は、多くの寄進状が今に伝存している。その一つである永仁元年九月晦日橘盛俊田地寄進状には、端裏書に左記のようである。⁽²⁰⁾

鎌倉四郎左衛門殿寄進状也。地下ヲ買テ坪付ヲ可被書載之。又大札ニ可被書之。

この文書の内容を、「大札」に書くべきだと注記している。右と同じ大仏灯油料田の事例なので、この二つの史料に見える「大札」は、同じものを指していると思われる。寄進状の内容を書くべき大きな札。それは、前節までに見てきたような長大な木札で、随時書き足せる形のものであったと考えるのが自然なように思われる。

「大札」は、東大寺鎮守八幡宮についても事例が見える。天福二年（二二三四）に藤原氏女が二箇所の田畠を八幡宮の大般若会用途料田に寄進した。その寄進文書が天福二年五月二十一日藤原氏女田畠寄進状案で、また本券八通が遺存している。⁽²²⁾ これらの寄進状・本券にはみな、同一人物の筆で「八幡宮御経蔵之大札、此文書々写了。可無用」と追記されている。その意味は、「八幡宮御経蔵の大札に文書の内容は写し取ったので、この文書は証拠として扱う必要はない」ということと思われる。⁽²³⁾ また、建仁二年（二二〇二）十二月六日僧叡俊田地処分状・建暦三年（二二二三）十一月二十七日力成法師田地売券は、叡俊・力成と伝領された田地だが、それらにも「奉寄八幡宮了（花押）」「御経蔵之大札此文書々写了」等と追記がある。東大寺八幡宮の御経蔵に「大札」が存在したこと、そこに文書の内容を写していることが

読み取れる。東大寺八幡宮には、八幡宮用の「大札」があったのだろう。

このように見ると、中世東大寺では、零細な寄進田・買得田を、用途ごとに長大な木札に書き上げることが、多く行われていた可能性があるのではなからうか。そのような木札を「大札」と呼んでいたのではなからうか。そのような行為の前提には、長大な木札に記して堂舎に掲げることが、本券・寄進状と同等、またはそれ以上の証拠能力を持つという認識があったのだろう。また堂舎に掲げること、「長く尊崇の意趣を表」すとともに、さらなる寄進を呼び込む効果を期待しているのだろう。

小 結

以上のような事例を見ると、長大な木札を堂舎内に掲げて料田を書き上げ、寄進者名等を記しておくことは、その所有権を確保し、さらなる寄進を募る上で有効だったのだと思われる。日本中世、所有権を保持し続けることは、それだけの実力を必要とした。特に零細な土地が散在しているような場合、所有権の維持は困難を伴ったろう。しかし中世南都寺院では、勸進聖たちの努力で零細な土地を集積し、寺院を経営している状況があった。⁽²⁵⁾ よってその維持は切実な問題だったと思われる。そのような料田目録木札は、三章の「大仏殿仏餉懸札」の事例や、何よりも、木札が今も遺存している事実を勘案すると、長期間にわたって掲げ続けたのだろう。寺院内の宗教的な空間に掲げ、参詣の諸人がそれを認識する。そのような関係性によって、所有権が担保されていた。国家の支援を受けることが難しい状況における、中世的な寺院経営の一面を示す史料と言えよう。

このように料田目録木札は、勸進によって小規模な田地を集積しているような場合に有効に機能したと思われる。事例は、官大寺の東大寺から中小寺院の長福寺まで確認できた。ただし、それ以外にどの程度広汎に存在したのかは、また検討を要するだろう。木札文書を堂舎に掲げる行為は平安時代から確認できるので、木札文書を掲げる行為の意味・

展開全体の中で意義づける必要もあるう。⁽²⁶⁾

さらには、今回検討できたのは中世の事例にとどまった。しかし、例えば現代の寺社境内には、寄進者・寄進額を書き上げた木札や石柱をしばしば見かける。このような慣習は、中世の料田目録木札に淵源を求めることができるのだろうか。この点も興味をそえられる。

唐招提寺に関しては、「諸人忌日料田畠施入目録」によれば、寄進田畠は十一世紀後期の平安時代末期から見え、十二世紀前半の、鎌倉時代前期・中期を通して集積された。それが木札に掲げられたのは延応二年以降、つまり一二四〇年代と想定される。そしてその後も追加がなされている。このような田畠寄進の動向が、鎌倉時代の唐招提寺の中興と、どのように関わり合っていたのか。これも重要な課題である。

ただし、「諸人忌日料田畠施入目録」は釈読困難な文字が多く、立論は、その難読部分に依拠せざるを得なかった。また「大仏殿仏餉懸札」の事例も、写本の状態を写真で確認した知見から、蓋然性の高い行為を想定する、という手法をとらざるを得なかった。また見落とした史料もあるかもしれない。釈読・観察とその評価、さらには史料収集とその解釈について、間違いを犯していないかどうか、諸兄弟の検証・批評を頂ければ幸いである。

註

- (1) 田中稔「金石文としての寄進状の一資料」(『中世史料論考』吉川弘文館、一九九三年、初出一九五五年。以下、田中A論文と称する)。
- (2) 田中「唐招提寺舍利殿奉納文書について」(前掲書、初出一九六七年。以下、田中B論文と称する)・田中「本券文を焼くこと」(前掲書、初出一九七〇年)、山岸常人「仏堂と文書——板・柱・壁に書かれた文書をめぐって——」(『中世寺院の僧団・法会・文書』東京大学出版会、二〇〇四年、初出一九九二年)、水藤真「木簡・木札が語る中世」(東京堂出版、一九九五年)、田良島哲「中世木札文書研究の現状と課題」(『木簡研究』第二五号、二〇〇三年)。
- (3) 山下秀樹・吉川聡「生駒長福寺本堂と木札の調査」(『木簡研究』第三九号、二〇一七年)。
- (4) 服部光真「鎌倉・室町期の大和国霊山寺と鳥見荘——14世紀の霊山寺所蔵寄進札の分析を中心に——」(『元興寺文化財研究所研

究報告』二〇一七、二〇一八年)。

- (5) 吉川聡「唐招提寺境内の変遷——奈良平安時代を中心に——」(『戒律文化』第八号、二〇一一年)。
- (6) 他の例では額田東は平群郡八条一里・九条二里・九条三里・十条六里の例がある。『日本歴史地名大系第三〇巻 奈良県の地名』(平凡社、一九八一年)四二頁額田郷など参照。
- (7) ⑬一行目の割注左行、「□□二里」の第一字目は「七」または「十」の上端・右端のみが遺存するが、意味を考えれば、元来「七条二里」とあったと判断している。
- (8) 治承以前については、⑭は承安五年(一一七五)の可能性が高いので、もう少しさかのぼる可能性はある。⑭の「安」にあたる字は、「女」部分は見えるが、上端は完全に欠失している。
- (9) 筒井寛秀監修『東大寺統要録』(国書刊行会、二〇一三年)三六六―三七五頁参照。この史料は田良島「中世木札文書研究の現状と課題」(前掲)で言及されている。
- (10) 横内裕人「『東大寺統要録』と聖守」(『東大寺の新研究3 東大寺の思想と文化』法藏館、二〇一八年)。
- (11) 『東大寺統要録』の撰者が聖守であることは、稲葉伸道「中世東大寺における記録と歴史の編纂——『東大寺統要録』について——」(『統合テキスト科学研究』第一巻二号、二〇〇三年)を参照。稲葉氏は『要録』巻二に聖守没後の文書が含まれることにも注意を払い、『要録』巻二の「評価は後考を待ちたい」とする。
- (12) 横内「『東大寺統要録』と聖守」(前掲)注18参照。
- (13) 追塩千尋「東大寺聖守の宗教活動」(『中世南都仏教の展開』吉川弘文館、二〇一一年)。
- (14) 安藤更生「東大寺要録撰述年代の研究」(『奈良美術研究』校倉書房、一九六二年)。
- (15) ただし、頁の切れ目と引用文書の切れ目が重なる場合、空白行の幅を調整している。頁の先頭から文書を書き出すために、空白行を取っていない事例が一例、空白行を二行取っている事例が四例、三行取っている事例が一例ある。
- (16) 横内氏は、二冊の順番を逆に、『要録』巻二を先、『統要録』寺領章を後だと考えている。しかし横内氏も、二冊の冒頭頁の汚れ具合から、本稿で述べたように、『統要録』寺領章が先だった可能性もあることを認めている(横内「『東大寺統要録』と聖守」(前掲)注12参照)。私が思うに、冊の最終頁が、『統要録』寺領章では空白行も入れて一頁一〇行で納まっている。これは、たまにその部分で文書と頁の切れ目が一致したためだが、その切れ目を利用して、後の人が一冊を二冊に分冊したのだと考えている。
- (17) ⑤⑥間は例外で、一行の空白行がある。なお①末尾と、次行の「散在仏餉田料所事」の間には二行の空白行があるが、これは前述の、項目の切れ目には二行の空白行を入れるという原則があるのだと判断した。
- (18) 天理図書館所蔵文書、『鎌倉遺文』第二四卷二二八頁一八五一七号。

- (19) 泉谷康夫「東大寺大仏御油料田の成立と発展」(『奈良学芸大学紀要』人文・社会科学第一四卷、一九六六年)・熱田公「東大寺大仏殿常灯料田畠記録をめぐって」(小葉田淳教授退官記念事業会編『小葉田淳教授退官記念 国史論集』一九七〇年)。
- (20) 東大寺未成卷文書第三部第二の二四号文書、『鎌倉遺文』第二四卷六七頁一八三七九号。「又大札二可被書之」の部分は料紙下端に割書で書かれ、その部分を『東大寺文書目録』第三卷(奈良国立文化財研究所、一九八一年)では別筆としている。この形に意味があるのかは今後の課題としたい。
- (21) 東大寺未成卷文書第一部第一七の一五八号文書、『大日本古文書』家わけ第一八東大寺文書之二一、一六四二号(以下、『大日本古文書』家わけ第一八東大寺文書は『大日古』と略称する)。
- (22) 遺存する本券は下記の通りである。建久二年(一一九二)二月九日大和為行遺領田畠作手配分状・建久二年二月九日大和為行遺領田畠作手配分状・建久二年二月二十日僧寿実田畠作手売券・建久二年二月二十日大和為友田畠作手売券(以上、東大寺成卷文書第三四卷三〇四号三・四・一・二、『大日古』七)・建保五年(一一二七)三月日僧堯賢田畠売券(東大寺成卷文書第三二卷一八七号、『大日古』七)・仁安三年(一一六八)十一月十二日大原吉宗田地売券(『平安遺文』第七卷二七三頁三四七九号)・文治三年(一一八七)三月二十七日僧玄菴田地売券(東大寺成卷文書第五卷六八号、『大日古』六)・寛喜三年(一一三三)二月日僧堯賢田地売券(東大寺文書成卷第五卷六四号、『大日古』六)。
- (23) 山岸「仏堂と文書」(前掲) 参照。
- (24) 『鎌倉遺文』第三卷八〇頁一三三四号・『鎌倉遺文』第四卷九九頁二〇六〇号。
- (25) 東大寺については例えば、西尾知己「中世東大寺の寺領経営再編と散在所領」(『鎌倉遺文研究』第一四号、二〇〇四年) 参照。
- (26) 近年、愛知県豊橋市の普門寺から、平安時代から江戸時代に至る木札文書が発見された。その最古のものは、永暦二年(一一六一)正月二十四日の僧永意起請木札である。堂内に掲げた木札の最古例が起請文であることについて、本尊と文書の関係から、上川通夫氏が注目している(上川通夫「永暦二年(一一六一)永意起請木札をめぐって」『木簡研究』第三六号、二〇一四年)。